平成２８年（フ）第４３５号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番５―308号
債務者　岡村　和利
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０号
兵庫県明石市西明石南町２丁目20番19―303号
債務者　川西　由美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
兵庫県明石市上ノ丸１丁目16番４号、住民票上の住所京都市右京区太秦中筋町12番地　グランビュー太秦４Ｄ
債務者　金子商会こと金子好市こと　金子　好一
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市妙楽寺500番地の４　サンハイツ103、前住所大阪府豊中市大島町１丁目11番５号
債務者　門田　千鶴
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
奈良市古市町1266番地の８　第10号市営住宅122号
債務者　竪道　文宏
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１６号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―803号
債務者　浦本　康子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２１号
奈良県大和郡山市小林町409番地171
債務者　加藤眞利子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８５号
岡山県総社市真壁1228番地３　レオパレスシルフィー104号、前住所鳥取県米子市車尾２丁目５番13号
債務者　山本　宏司
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８９号
鳥取県西伯郡大山町高橋308番地１、前住所鳥取県西伯郡大山町高田1230番地４
債務者　松田　理沙
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４１０号
広島市東区中山上２丁目28番20号
債務者　佐藤　美子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４５号
広島県安芸郡熊野町萩原１―14―36、住民票上の住所広島県東広島市高屋町稲木307番地105
債務者　美野　月美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５号
広島県呉市阿賀北８丁目６番23号
債務者　野田　　修
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第５７号
広島県呉市安浦町三津口１丁目２番12号　Ａ棟202号室
債務者　山﨑　竜由
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第５９号
広島県呉市西辰川２丁目13番６号
債務者　齋藤　　円
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６０号
広島県呉市和庄登町３番37―301号
債務者　迫田　弥可
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６１号
広島県呉市音戸町波多見11丁目20番４号
債務者　角本　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部